

北本市水道料金軽減支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 6 月 2 7 日 決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援することを目的として水道料金の減額を行う桶川北本水道企業団（以下「企業団」という。）等に対し、北本市水道料金軽減支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和 6 3 年規則第 1 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、前条の減額を行う企業団及び市内で企業団以外から水道の供給を受けている市民及び事業者（以下「市民等」という。）とする。

(補助対象経費等)

第 3 条 補助金の対象となる経費及び補助金の額は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、令和 7 年 1 2 月 3 1 日までに、別表第 2 に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、北本市水道料金軽減支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 3 号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により市民等に補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(変更承認申請)

第6条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた企業団は、前条又は次条の規定により交付の決定を受けた内容を変更しようとするときは、北本市水道料金軽減支援事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、当該変更が軽微なものについては、これを省略することができる。

（変更承認決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、北本市水道料金軽減支援事業変更承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした企業団に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた企業団は、その内容の実施が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて、北本市水道料金軽減支援事業補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（1）事業報告書

（2）その他市長が指定する書類

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、北本市水道料金軽減支援事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（交付請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた企業団は、補助金の交付を受けるときは、北本市水道料金軽減支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第 1 1 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(関係書類の保管)

第 1 2 条 補助金の交付決定を受けた企業団は、その内容に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 6 月 2 7 日から施行する。

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 1 1 条及び第 1 2 条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表第 1（第 3 条関係）

区分	対象経費	補助金の額
企業団	1 令和 7 年 8 月検針分及び 9 月検針分の水道料金において減額した額。 ただし、市内に供給したもので、基本料金に限る。	対象経費の額と同額
	2 水道料金の減額に伴うシステム改修に要した経費	対象経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）
市民等	企業団から水道の供給を受けた場合における基本料金相当額。ただし、令和 7 年 8 月検針分又は 9 月検針分のいずれかとし、月の中途において水道の使用を開始し、又は中止した場合は給水元の算定方法に準じた額とする。	対象経費の額と同額

別表第 2（第 4 条関係）

区分	提出書類	添付書類
企業団	北本市水道料金軽減支援事業補助金申請書（様式第 1 号）	事業計画書
市民等	北本市水道料金軽減支援事業補助金申請書兼請求書（様式第 2 号）	対象月の水道料金領収書又はこれに準ずる書類

様式第 1 号（第 4 条関係）

北本市水道料金軽減支援事業補助金交付申請書

年 月 日

北本市長

所在地

団体名

代表者氏名

北本市水道料金軽減支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請
します。

補助対象経費	1 水道料金を減額する額 2 システム改修に要する経費
交付申請額	
補助対象事業の着手年月日	着手 年 月 日
及び完了年月日（予定）	完了 年 月 日

※ 添付書類 事業計画書

様式第 2 号（第 4 条関係）

北本市水道料金軽減支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

北本市長

住 所

氏 名

（法人その他の団体の場合は、
事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

北本市水道料金軽減支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請
します。なお、補助金の交付決定に当たり、市が給水元の団体に対し、水道料金の支
払状況等について確認することについて同意します。

給 水 元	鴻巣市
お 客 様 番 号	
交付申請額及び 請求額	円

※ 令和 7 年 8 月検針分又は 9 月検針分の領収書等を添付してください。

（振込先）

金融機関	銀 行 信用金庫 組 合 農 協		本 店 支 店 出張所	
	ゆうちょ	銀 行	（店名）	（店番）
預金種別	普通 ・ 当座		口座番号	
（フリガナ） 口座名義人				

様式第 3 号（第 5 条関係）

北本市水道料金軽減支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

北本市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、北本市水道料金軽減支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

決定事項	交付 不交付
補助対象経費	1 水道料金を減額する額 2 システム改修に要する経費
交付決定額	
不交付の理由	

様式第4号（第6条関係）

北本市水道料金軽減支援事業変更承認申請書

年 月 日

北本市長

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた内容について、次のとおり変更をしたいので、北本市水道料金軽減支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

変更前の内容	
変更後の内容	
変更の理由	

様式第 5 号（第 7 条関係）

北本市水道料金軽減支援事業変更承認（不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

様

北本市長 印

年 月 日付けで申請のあった北本市水道料金軽減支援事業の変更について、次のとおり決定したので、北本市水道料金軽減支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

決 定 事 項	承認 不承認
変更前の内容	
変更後の内容	
不承認の理由	
備 考	

様式第 6 号（第 8 条関係）

北本市水道料金軽減支援事業補助金実績報告書

年 月 日

北本市長

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、北本市水道料金軽減支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

交付決定額	
実績額	
補助事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで

※ 添付書類 事業報告書その他市長が指定する書類

様式第 7 号（第 9 条関係）

北本市水道料金軽減支援事業補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

北本市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、北本市水道料金軽減支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

交付（変更承認）決定年月日	年 月 日
交 付 確 定 額	

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

北本市水道料金軽減支援事業補助金交付請求書

年 月 日

北本市長

所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付額の確定を受けた補助金について、北本市水道料金軽減支援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり交付を請求します。

請求金額 _____ 円

(振込先)

金融機関	銀 行 信用金庫 組 合 農 協		本 店 支 店 出張所	
	ゆうちょ 銀 行		(店名)	(店番)
預金種別	普通 ・ 当座		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人				